

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 一
- 農用地利用配分計画の認可 (農業振興課) 一
- 飼料試験結果の公表 (畜産課) 二
- 保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課) 三
- 道路の区域変更 (道路課) 三
- 道路の供用開始 (同) 三
- 土砂災害警戒区域の指定及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 四
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所) 六
- 平成三十年度自衛官候補生の募集 (市町村課) 七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (会計課) 七
- 選挙管理委員会 (同) 九
- 政治団体の届出事項の異動届 (同) 九
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十八年分) (同) 〇
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十九年分) (同) 〇
- 政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成三十年分) (同) 〇
- 資金管理団体の届出事項の異動届 (同) 〇

ページ

告 示

- 資金管理団体の指定取消し等の届出 一
- 政治団体の収支報告書の要旨の訂正(平成二十八年分) 二

○宮城県告示第九百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一二六三〇一五四	榎の実 宮城県利府町森郷字一里塚十七	生活介護	社会福祉法人 嶋福祉会	平成三十年十月一日

○宮城県告示第九百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成三十年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇三〇〇三三	榎の樹 塩竈市清水沢二丁目十一	生活介護	社会福祉法人 嶋福祉会	平成三十年九月三十日
〇四一二六〇〇一六五	梨花 宮城県利府町加瀬字川迎二十八	生活介護	社会福祉法人 嶋福祉会	平成三十年九月三十日

○宮城県告示第九百二十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一号)第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成三十年十月十六日

一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり

二 認可年月日

平成三十年十月十六日

○宮城県告示第九百二十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成三十年七月から八月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成三十年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査

平成30年7月収去

製造事業場等の名称及び所在地 ナーリン株式会社東北工場 大郷町	収去場所 同左	飼料又は飼料添加物の区分 ミネラル入り混合飼料	飼料又は飼料添加物の名称 ネオ・ナーリンレップ	製造（輸入）年 H30.6	試験項目 動物性たん白質	違反の有無及び違反の内容 無
株式会社富士飼料角田TMRセンター 角田市	同左	乳牛用混合飼料	富士TMR	H30.7	動物性たん白質	無

平成30年8月収去

製造事業場等の名称及び所在地 永根物産東川原工場 大崎町	収去場所 同左	飼料又は飼料添加物の区分 乳用牛飼育用混合飼料 肉用牛肥育用混合飼料	飼料又は飼料添加物の名称 NAバンナーミックス	製造（輸入）年 H30.7	試験項目 動物性たん白質	違反の有無及び違反の内容 無
菅原三郎金成TMRセンター 栗原市	同左	牛飼育用混合飼料	TMR元気な子牛	H30.8	動物性たん白質	無
三和油脂株式会社仙台工場	同左	米ぬか油かす	脱脂糠	H30.8	動物性たん白質	無

大衡村

(注) 飼料又は飼料添加物の区分の欄中「◎」とあるのは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。

○宮城県告示第九百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成三十年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡村田町（次の図に示す部分に限る。）、伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡村田町（次の図に示す部分に限る。）、伊具郡丸森町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

柴田郡村田町（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第九百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年十月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 仙台名取線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
前	後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
一〇・〇	一三・〇	一一・〇	九四・三
同市飯野坂一丁目三二四番六地先まで	同市飯野坂一丁目三二四番六地先まで	一七・五	九四・三

○宮城県告示第九百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年十月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土

本事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	仙台名取線	供用開始の区間	名取市飯野坂一丁目三五二番四地先から同市飯野坂一丁目三一四番六地先まで	供用開始年月日	平成三十年十月十六日
-------	-------	---------	-------------------------------------	---------	------------

○宮城県告示第九百三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成三十年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
鍛冶屋沢1	土石流	栗原市栗駒文字鍛冶屋（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防犯課及び北栗原地域事務所
鍛冶屋沢2	土石流	栗原市栗駒文字鍛冶屋（次の図のとおり）		
八幡西沢	土石流	栗原市栗駒八幡八幡、西沢、中道、下大鳥、久保田、沖西、白山下（次の図のとおり）		
八幡沢	土石流	栗原市栗駒八幡八幡、西沢、中道、沖西、白山下、清水沢（次の図のとおり）		
滝の原沢2	土石流	栗原市栗駒沼倉免沢、中田、滝ノ原（次の図のとおり）		
大梨1	土石流	栗原市金成大梨（次の図のとおり）		
大梨2	土石流	栗原市金成大梨（次の図のとおり）		
柺木沢1	土石流	栗原市金成柺木沢（次の図のとおり）		
柺木沢2	土石流	栗原市金成柺木沢（次の図のとおり）		

柺木沢3	土石流	栗原市金成柺木沢、入ノ沢（次の図のとおり）
日向沢	土石流	栗原市金成三沢、大平、日向（次の図のとおり）
普賢前	土石流	栗原市金成普賢堂長谷地（次の図のとおり）
要害前	土石流	栗原市金成赤児要害前、屋敷田、館前（次の図のとおり）
鹿野前	土石流	栗原市金成藤渡戸走居、鳥越、上中江（次の図のとおり）
要害前	土石流	栗原市金成末野要害前、拾万坂下、大橋（次の図のとおり）
日向山1	土石流	栗原市金成末野要害前、日向山、地藏田沖（次の図のとおり）
原2	土石流	栗原市金成片馬合原、金成有壁佐野原（次の図のとおり）
石法花2	土石流	栗原市金成片馬合石法花（次の図のとおり）
石法花	土石流	栗原市金成片馬合石法花（次の図のとおり）
根岸	土石流	栗原市金成片馬合根岸、沖（次の図のとおり）
権現堂沢1	土石流	栗原市花山草木沢大穴山、草木沢権現堂（次の図のとおり）
権現堂沢2	土石流	栗原市花山草木沢大穴山、草木沢権現堂（次の図のとおり）
権現堂沢3	土石流	栗原市花山草木沢大穴山、草木沢権現堂（次の図のとおり）
権現堂沢	土石流	栗原市花山草木沢権現堂、草木沢川原町（次の図のとおり）
荒谷沢	土石流	栗原市花山草木沢荒谷裏、草木沢荒谷、草木沢荒谷向、本沢天ヶ沢（次の図のとおり）
続石沢1	土石流	栗原市花山草木沢続石、本沢天ヶ沢（次の図のとおり）
続石沢2	土石流	栗原市花山草木沢続石、草木沢程野、草木沢程野裏、草木沢向程野（次の図のとおり）
続石沢3	土石流	栗原市花山草木沢程野裏、草木沢程野、草木沢向程野（次の図のとおり）

手柄の1	長泥の2	3下吉目木の崩壊	2下吉目木の崩壊	1下吉目木の崩壊	長泥の1の崩壊	石法花の崩壊	要害前の崩壊	杵木沢の崩壊	西大寺の2の崩壊	根岸の6の崩壊	根岸の5の崩壊	有賀沢の崩壊	浅布沢2の土石流	浅布沢1の土石流	金沢の土石流	上沼沢2の土石流	上沼沢1の土石流	村越沢の土石流	原井田沢の土石流
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
栗原市金成片馬合手柄(次の図のとおり)	栗原市金成片馬合手柄(次の図のとおり)	栗原市金成片馬合下吉目木(次の図のとおり)	栗原市金成片馬合下吉目木、長泥(次の図のとおり)	栗原市金成片馬合下吉目木、櫛(次の図のとおり)	栗原市金成片馬合長泥、沖(次の図のとおり)	栗原市金成片馬合石法花、白山(次の図のとおり)	栗原市金成赤見館前、入ノ沢(次の図のとおり)	栗原市金成杵木沢(次の図のとおり)	栗原市金成沢辺西大寺(次の図のとおり)	栗原市金成姉歯根岸(次の図のとおり)	栗原市金成姉歯根岸(次の図のとおり)	栗原市栗駒桜田蛇檀(次の図のとおり)	栗原市花山本沢浅布(次の図のとおり)	栗原市花山本沢浅布(次の図のとおり)	栗原市花山本沢金沢(次の図のとおり)	栗原市花山草木沢角間(次の図のとおり)	栗原市花山草木沢角間(次の図のとおり)	栗原市花山草木沢打越、一迫川口打越、川口小滝(次の図のとおり)	栗原市花山草木沢原井田、草木沢箕ノ口館(次の図のとおり)

日向山	温湯の3	角間の3	角間の2	川原町の2	川原町の1	平治屋敷	宇内沢	清水尻	貴船前の3	貴船前の2	伊勢堂の3	伊勢堂の2	伊勢堂の1	片馬合根岸	大日前の4	大日前の3	大日前の1	櫛崎	手柄の2
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
栗原市金成末野要害前(次の図のとおり)	栗原市花山本沢温湯(次の図のとおり)	栗原市花山草木沢角間(次の図のとおり)	栗原市花山草木沢角間(次の図のとおり)	栗原市花山草木沢川原町、草木沢岩城山(次の図のとおり)	栗原市花山草木沢川原町、草木沢岩城山(次の図のとおり)	栗原市金成三沢(次の図のとおり)	栗原市金成末野宇内沢(次の図のとおり)	栗原市金成藤渡戸清水尻(次の図のとおり)	栗原市金成有壁貴船前(次の図のとおり)	栗原市金成有壁貴船前(次の図のとおり)	栗原市金成有壁伊勢堂、館下(次の図のとおり)	栗原市金成有壁伊勢堂(次の図のとおり)	栗原市金成有壁伊勢堂(次の図のとおり)	栗原市金成片馬合根岸、沖(次の図のとおり)	栗原市金成有壁大日前(次の図のとおり)	栗原市金成有壁大日前(次の図のとおり)	栗原市金成有壁大日前(次の図のとおり)	栗原市金成有壁櫛崎、金成片馬合根岸(次の図のとおり)	栗原市金成片馬合手柄(次の図のとおり)

新八ツ沢	急傾斜地の崩壊	栗原市築館築館新八ツ沢（次の図のとおり）
小牧	急傾斜地の崩壊	栗原市築館下宮野小牧（次の図のとおり）
沢入の2	急傾斜地の崩壊	栗原市築館赤沢、沢入（次の図のとおり）
沢入の1	急傾斜地の崩壊	栗原市築館沢入、赤沢（次の図のとおり）
長根の2	急傾斜地の崩壊	栗原市築館照越長根（次の図のとおり）
八坂	急傾斜地の崩壊	栗原市金成片馬合八坂（次の図のとおり）
根岸	急傾斜地の崩壊	栗原市金成片馬合根岸（次の図のとおり）
伊勢堂	急傾斜地の崩壊	栗原市金成有壁伊勢堂、館下（次の図のとおり）
館下	急傾斜地の崩壊	栗原市金成有壁館下（次の図のとおり）
大日前の2	急傾斜地の崩壊	栗原市金成有壁大日前（次の図のとおり）
大日前の1	急傾斜地の崩壊	栗原市金成有壁大日前（次の図のとおり）
下大沢田	急傾斜地の崩壊	栗原市金成有壁下大沢田（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第九百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、伊豆沼土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成三十年十月十六日

宮城県東部地方振興事務所

所長 小林 徳 光

一 就任した者

平成三十年九月二十六日	就任年月日	安部 昭男	氏名	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	住所	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	役職名
-------------	-------	-------	----	------------------	----	------------------	-----

二 退任した者

平成三十年九月二十六日	退任年月日	伊藤 昭博	氏名	登米市迫町新田字西坂戸百四十二番地	住所	登米市迫町新田字東坂戸二十四番地	役職名
平成三十年九月二十六日		千葉 豊茂		栗原市若柳字下畑岡大畑三百三十八番地		登米市迫町新田字番屋六十六番地四	
平成三十年九月二十六日		大場 一夫		栗原市若柳字上畑岡大森六十五番地		登米市迫町新田字山ノ神九十三番地	
平成三十年九月二十六日		鈴木 一孝		栗原市若柳字上畑岡米ヶ浦七十四番地		登米市迫町新田字倉崎二百八番地	
平成三十年九月二十六日		高橋 博		栗原市若柳字上畑岡夷穴二百十六番地七		栗原市若柳字下畑岡新本地二百四十番地	
平成三十年九月二十六日		及川 幸男		登米市迫町新田字倉崎二百八番地		登米市迫町新田字番屋六十六番地四	
平成三十年九月二十五日		安部 信公		栗原市若柳字下畑岡新本地二百四十番地		登米市迫町新田字番屋六十六番地四	
平成三十年九月二十五日		及川 幸男		登米市迫町新田字倉崎二百八番地		登米市迫町新田字番屋六十六番地四	
平成三十年九月二十五日		高橋 博		栗原市若柳字上畑岡夷穴二百十六番地七		登米市迫町新田字番屋六十六番地四	
平成三十年九月二十五日		鈴木 一孝		栗原市若柳字上畑岡米ヶ浦七十四番地		登米市迫町新田字番屋六十六番地四	
平成三十年九月二十五日		大場 一夫		栗原市若柳字上畑岡大森六十五番地		登米市迫町新田字番屋六十六番地四	
平成三十年九月二十五日		三浦 政彦		登米市迫町新田字山崎九十八番地		登米市迫町新田字番屋六十六番地四	

平成三十年九月二十五日	退任年月日	安部 昭男	氏名	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	住所	栗原市若柳字下畑岡新本地二百四十番地	役職名
平成三十年九月二十五日		及川 祐宏		登米市迫町新田字東坂戸二十四番地		登米市迫町新田字番屋六十六番地四	
平成三十年九月二十五日		及川 幸男		登米市迫町新田字倉崎二百八番地		登米市迫町新田字番屋六十六番地四	
平成三十年九月二十五日		高橋 博		栗原市若柳字上畑岡夷穴二百十六番地七		登米市迫町新田字番屋六十六番地四	
平成三十年九月二十五日		鈴木 一孝		栗原市若柳字上畑岡米ヶ浦七十四番地		登米市迫町新田字番屋六十六番地四	
平成三十年九月二十五日		大場 一夫		栗原市若柳字上畑岡大森六十五番地		登米市迫町新田字番屋六十六番地四	
平成三十年九月二十五日		三浦 政彦		登米市迫町新田字山崎九十八番地		登米市迫町新田字番屋六十六番地四	

公 告

平成三十年九月二十五日	高橋 幸喜	登米市迫町新田字井守沢二百九番地七十四	理事
平成三十年九月二十五日	千葉 豊茂	栗原市若柳字下畑岡大畑三百三十八番地	監事
平成三十年九月二十五日	伊藤 昭博	登米市迫町新田字西坂戸百四十二番地	監事

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百十七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

平成三十年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生

二 募集期間

平成三十年十一月二十六日（月）まで

三 試験期日

平成三十年十一月十日（土）、同月十一日（日）、同年十二月一日（土）、同月二日（日）のうちいずれか一日

四 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

五 試験場の位置及び名称

受験案内により通知する。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年十月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県財務総合管理システム端末装置等機器賃貸借、導入設定及び保守業務 一式

2 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成三十一年一月一日から平成三十五年十二月三十一日まで

4 履行場所 宮城県行政庁舎、宮城県警察本部、宮城県各合同庁舎、各警察署ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（以下「登録簿」という。）に記載されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であることを。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力

団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO 27001)適合性評価制度による認証を取得していること。

9 過去五年以内に当該調達要件と同等以上の契約を締結し、履行した実績を有すること。(賃貸借業務で複数年契約しているものにあつては履行開始から一年以上経過しているものを含む。)

10 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けた者であること。

11 業務を共同連帯して受託するため二以上の者を構成員として結成された共同企業体(以下「企業連合」という。)にあつては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1に該当し、かつ2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8から10までの要件を満たしていること。

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

12 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県指定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二二一三三三五)へ平成三十年十月十六日(火)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 郵送又は持参による入札書の提出場所及び問合せ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局会計課出納・決算班(電話〇二二二二二二一三三三五)

2 一般競争入札参加資格審査

(一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年十月十九日(金)午前九時から平成三十年十月十九日(金)午後五時までの間に必要書類を作成の上、電子調達システム、郵送又は持参により提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札書の提出期間等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成三十年十月二十六日(金)午前九時から平成三十年十月二十九日(月)午後五時まで

(二) 郵送又は持参により入札書を提出する場合

イ 提出期間

(イ) 郵送の場合 平成三十年十月二十六日(金)午前九時から平成三十年十月二十九日(月)午後五時まで

(ロ) 持参の場合 平成三十年十月二十六日(金)午前九時から平成三十年十月二十九日(月)午後五時まで

ロ 提出場所 三の1に同じ

ハ 提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

4 開札の日時及び場所

平成三十年十月三十日(火)午前十時三十分

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎一階 宮城県出納局会議室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約及び業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第一百零四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮

城県規則第四十五号)の規定による。

3 入札の無効 入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」の第九条に該当する入札は、無効とする。

4 入札金額 入札書に記載された金額(以下「入札金額」という。)に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額(以下「入札価格」という。))をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額)の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法

(一) 落札者は、財務規則第百条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(二) 落札となるべき同価格の入札者が二人以上あるときは、電子調達システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書の作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として契約締結を行う。したがって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が成立しなかった場合の取扱いについては契約書(案)に示すとおりとする。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Nature and Quantity of the Services to be Procured: Lease, installation and maintenance of financial management system terminal equipment and other devices
- 2 Period of Contract: January 1, 2019 to December 31, 2023
- 3 Place of Implementation: Miyagi Prefectural Government Office
- 4 Deadline for Bid Submissions: October 29, 2018, 5:00 pm.
- 5 Contact Information: Revenue and Account Settlement Section, Accounting Division.

Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan E-mail: kaiketik@pref.miyagi.lg.jp
6 Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only

選挙管理委員会

○宮選管告示第百一十一号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。
平成三十年十月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者 異動事項 新 旧 異動年月日

公明党石巻総支部 渡辺 拓朗 主たる事務 石巻市蛇田字小 斎一六一六 二一〇一 平成三十年九月十二日

公明党塩釜総支部 根本 朝榮 会計責任者 小野 幸男 後藤 良郎 平成三十年九月十二日

公明党仙南総支部 長田 忠広 主たる事務 岩沼市桑原一 名取市増田四 九一四八 平成三十年九月十二日

自由民主党鷲沢支部 佐藤 早夫 主たる事務 栗原市鷲沢南郷 郷辻前七七 平成三十年九月六日

(二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称 代表者 異動事項 新 旧 異動年月日

浅田おさむサポートクラブ 主藤 久義 代表者 主藤 久義 高橋信一郎 平成二十九年四月十九日

明日の宮城の農村を考える会(宮城県土地改良政治連盟) 伊藤 康志 主たる事務 仙台市青葉区上 杉一〇一七一一 平成三十年九月三日

熊谷ゆたかを支える 浅野 修一 代表者 浅野 修一 永野 渉 平成三十年

報告年月日 30. 4. 2 (30. 8. 24解散)
 1 収入総額 63,686
 前年繰越額 63,686
 2 支出総額 0
 ○宮城県選挙管理委員会
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。
 平成三十年十月十六日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 伊 東 則 夫

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

(資金管理団体)
 野田幸代後援会
 資金管理団体の届出をした者の氏名 野田 幸代
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 仙台市議会議員
 報告年月日 30. 9. 6 (30. 8. 31解散)
 1 収入総額 103,145
 前年繰越額 103,145
 2 支出総額 0
 (その他の政治団体)
 内田鉄夫後援会
 報告年月日 30. 9. 18 (30. 9. 18解散)
 1 収入総額 0
 2 支出総額 0
 金野次男後援会
 報告年月日 30. 9. 21 (30. 8. 12解散)
 1 収入総額 0
 2 支出総額 0
 新田博志後援会
 報告年月日 30. 9. 6 (30. 8. 24解散)

1 収入総額 64,800
 前年繰越額 63,686
 本年収入額 1,114
 2 支出総額 64,800
 3 本年収入の内訳
 寄附 1,114
 個人分 1,114
 4 支出の内訳
 政治活動費 64,800
 組織活動費 64,800
 5 寄附の内訳
 (個人分)
 年間五万円以下のもの 1,114
 ○宮選挙告示第百十六号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。
 平成三十年十月十六日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 伊 東 則 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名 資金管理団体の名称 異動事項 新 旧 異動年月日
 菅原 善幸 菅原よしゆき後援会 主たる事務所の所在地 塩釜市栄町三一 塩籠市花立町一九 平成三十年七月二十四日
 村上 久仁 名取発宮城の会 代表者 村上 久仁 石川 利一 平成二十九年六月八日
 ○宮選挙告示第百十七号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨届出があった。
 平成三十年十月十六日

宮城県選挙管理委員会
 委員長 伊 東 則 夫

(一) 法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名
資金管理団体の名称
なつた年月日

野田 幸代
野田幸代後援会
平成三十年八月三十一日

○宮選管告示第百十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出
があつた平成二十八年分収支報告書について、平成二十九年宮選管告示第百六十二号の一部を次のと
おり改める。

平成三十年十月十六日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則 夫

5 寄附の内訳中
民進党宮城県参議院選挙区第1総支部の平成二十八年分収支報告書の要旨の

「桜井充とともに明日の日本を創る会 13,000,000 東京都千代田区

桜井充歯科ネットワーク 4,000,000 東京都千代田区」を

「桜井充とともに明日の日本を創る会 13,000,000 東京都杉並区

桜井充歯科ネットワーク 2,000,000 東京都杉並区」に改める。

桜井充医師ネットワーク 2,000,000 東京都杉並区」